

## 2023年度（令和5年度）第1回福山市入札監視委員会会議概要

### 1 会議名

2023年度（令和5年度）第1回福山市入札監視委員会

### 2 開催日時・場所

2023年（令和5年）5月31日（水） 16時00分～17時00分  
福山市役所本庁舎3階 中会議室

### 3 出席者

委員	梅國委員長，堂前委員，上村委員，松井委員，佐藤委員（計5名）
関係部課長	（市長部局等） 建設局参事兼建設管理部長，松永支所長，神辺支所長，建築部長， 建設政策課契約担当課長，建設政策課長，技術検査課長， 松永建設産業課長，神辺建設産業課長，営繕課長
	（上下水道局） 経営管理部長，工務部長，管財契約課長，管路整備課長

### 4 会議の概要

#### （1）委員長の互選について

委員の互選により，梅國委員を委員長に決定した。

#### （2）委員長職務代理者の指名について

委員長の指名により，堂前委員を委員長職務代理者に決定した。

#### （3）委員会の運営について

年に2回委員会を開催し，案件を抽出する担当委員が，事前に審議する案件を抽出し，委員会当日，該当案件について審議することを確認した。

また，審議案件の抽出について，次回の抽出を上村委員，以降続いて佐藤委員，松井委員の順に担当することを確認した。

#### （4）抽出案件の審議

抽出案件の審議に際し，2022年度（令和4年度）の契約状況について，建設政策課契約担当課長から次の通り説明を行った。

「2022年度（令和4年度）の福山市発注分の入札件数は713件で，落札率は89.40%，上下水道局発注分の入札件数は220件で，落札率は89.64%で

あり、前年度と比較して、福山市発注分の落札率が0.92ポイント上昇し、上下水道局発注分の落札率が2.66ポイント上昇している。福山市発注分の落札率の上昇の要因としては、予定価格が10億円を超える大型案件について、落札率が90.52%であり、前年度から2.67ポイント上昇、また、予定価格が1億から1.5億円の案件について、落札率が89.68%であり、前年度から3.31ポイント上昇したことが影響したと考えられる。また、上下水道局発注分の落札率の上昇の要因としては、予定価格が1.5億から10億円の案件について、落札率が93.06%であり、前年度から6.12ポイント上昇したことが影響したと考えられる。」

続いて、2022年（令和4年）10月1日から2023年（令和5年）3月31日の間に開札を行った工事を対象に、担当の委員が事前に抽出した案件（①～⑤）について審議を行った。

- ①排水施設機械設備工事（真田川排水機場）【総合評価方式】
- ②福山市深津住宅20-404他空室改修工事
- ③大倉新池下流水路整備工事
- ④配水管布設工事（工水配改4-3）【総合評価方式】
- ⑤配水管撤去工事（4-2）

## ○ 抽出案件の審議内容

抽出されたそれぞれの案件について、まず案件の抽出を担当した委員が選定理由を説明した後、関係職員がそれぞれ工事の概要・入札状況について説明し、各委員からの質疑に対する回答を行った。

抽出案件に対する主な質疑応答は次の通りである。

抽出案件① 排水施設機械設備工事（真田川排水機場）【総合評価方式】	
Q1	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 当該工事を総合評価方式の入札とした理由について</li> <li>② 入札参加者が1者となっており、参加者が少数となった理由について</li> <li>③ 入札資格要件を満たしている事業者は何者程度と見込んでいたか</li> </ul>
A1	<p>総合評価方式とした理由については、本工事は、次期出水期までに着実に浸水被害を最小化することを目的とした排水ポンプを増設する機械設備工事であり、適切な工程管理と品質の確保により確実な施工が必須の工事であることから、同種・類似工事の経験、工事成績と入札価格を一体として評価する総合評価方式が妥当であると判断した。</p> <p>入札参加者が1者のみとなった理由については、他都市においても、同時期に浸水対策事業に係る同工種の工事が複数発注されており、入札参加者が工事の受注状況や技術者の他工事への配置状況等を総合的に判断した結果であると考え</p>

	<p>ている。</p> <p>なお、入札資格要件を満たしている事業者は、入札前の調査において、県内で30者程度見込んでいた（市内本店2者、市内支店3者、県内本店支店25者）。</p>
Q2	<p>本工事は、福山市建設工事総合評価方式試行要領第3条（1）に該当するということか。</p>
A2	<p>福山市建設工事総合評価方式試行要領第3条（1）技術的な工夫の余地が小さいと認められる工事で、簡易な施工計画、同種・類似工事の経験、工事成績等と入札価格を一体として評価することが妥当とされる工事とあり、これに該当する。</p>
Q3	<p>参加者が1者というのは少なすぎると考えるが。</p>
A3	<p>入札資格要件を満たす業者を30者見込んでいたが、本工事は技術者の専任をもとめる工事であり、工事の日程に技術者が縛られるため、機械器具設置工事の技術者が限られる中、どの工事に入札するか業者側が判断した結果であると考える。</p>
Q4	<p>例年、ポンプの工事は計画的に発注していると思うが、入札者数はある程度確保されているのか。例年少ないのか、たまたま今回だけなのか。</p>
A4	<p>例年、定期的にある工事というものではなく、必要に応じて発注している。案件ごとに状況が違い、本件のように応札が少数であったケースもあれば、複数であったケースもあり、一概には言えないが、今回は、1者となったものである。</p>
Q5	<p>意見としては、事前に、プラント用の工事が重なるような状況が把握されているのであれば、例えば、一般競争入札を指名競争入札にするなど、参加者を増やすような工夫をすべきと考えている。加えて伺いたいのは、農林整備課がポンプの工事をしていると思うが、種類としては全く違うものなのか。</p>
A5	<p>ポンプは、基本的に機械ポンプと電動ポンプがあり、その場所によって最大の性能が発揮できるポンプを使用する設計をしているが、ポンプ自体は農業用であろうと、同じものである。</p>
Q6	<p>ポンプが同じで、同様の業者が参加できるということであれば、農林整備課の</p>

	<p>入札案件との情報の共有をしているのか。また、それに限らず、他の同様の同時案件を扱っているような各部局と情報共有しているのか。</p> <p>A6 本件に関しては、早急に整備を進める必要性があり、設計完了後の早期発注を優先したが、基本的には全庁で情報共有に努めている。</p> <p>Q7 入札参加者が1者であることについては、今後、工夫してほしい。</p> <p>A7 検討していく。</p> <p>Q8 同時期に近隣地域で同じような工事があったからということを説明されていたが、再度、説明してほしい。</p> <p>A8 他の都市においても、同時期に浸水対策事業に関わる機械設備等の事業が複数発注されていた。このことが、応札者が1者となった理由ではないかと想定している。</p>
<p>抽出案件② 福山市深津住宅20-404他空室改修工事</p>	
<p>Q9</p> <p>A9</p>	<p>①入札参加者8社のうち7社が失格となった理由について</p> <p>②上記①について電子計算機による調整ということである場合、本件のように複数の入札がありながら有効な入札が1者のみとなった件数及び割合（令和4年度）、加えてその割合の近年の変遷について</p> <p>入札者8者中7者が失格となった理由としては、本市では、「福山市建設工事最低制限価格事務取扱要領」に基づき、市が積算した工事費を基に、工種ごとに最低制限価格の基準価格を算定している。</p> <p>開札時に、この基準価格を、電子計算機により自動調整した上で、案件ごとに最低制限価格を設定し、入札を実施しているところである。</p> <p>本工事においては、入札参加者の多くが、最低制限価格の基準価格付近で入札し、電子計算機による自動調整の影響から、多くの業者が失格となったためと考えている。</p> <p>なお、最低制限価格の設定については、取扱要領に基づいて適正に実施している。</p> <p>本件のように、複数の入札がありながら有効な入札が1者のみとなった件数及び割合の2022年度（令和4年度）の状況、並びに割合についての近年の変遷については、2022年度（令和4年度）における、予定価格（税込）250万</p>

	<p>円を超える上下水道局分を含む入札件数は763件で、このうち入札参加者が複数で有効な入札が1となった件数は21件である。割合すなわち発生率については2.8%となっている。</p> <p>次に、発生率の近年の推移については、直近の5年間では2018年度が5.7%、2019年度が4.6%、2020年度が4.8%、2021年度が3.0%、昨年度が2.8%である。</p>
Q10	発生率は年々減少しているが、電子計算機による自動調整のパーセンテージの割合を少しずつ変えているから減っているのか。
A10	電子計算機による自動調整のパーセンテージについては、2018年度にそれまでの0%から1%であったものを0%から0.3%に変更したが、それ以降は変更していない。
Q11	パーセンテージは変えていないが、発生件数は減っているということか。
A11	そのとおり。
Q12	ランダム係数を導入している福山市の目的を伺いたい。
A12	入札の不正行為を防止し、入札の公平性や公正性を確保するためである。
Q13	最近では積算ソフトを使用すれば、最低制限価格に近い金額が算出でき、不正云々ではなく、ランダム係数を使用した手法が良いのか、あるいは何か別の対策を検討していないのか。
A13	この委員会において、これまでも同様の指摘をいただいている。現時点においては、この制度を基本に入札を行っていくが、より良い制度にするため、どういった手法が良いのか、引き続き検討・研究していく。
Q14	本工事の入札参加資格要件において、入札参加申請時の経営事項審査総合評定値が650点未満となっているが、これはどういう趣旨で設定されているのか。
A14	「工種別、等級別発注標準表」を定めており、発注する工事の金額によりランクが定まっている。本件はこのランクが650点未満の者となっている。

Q15	<p>評点が低い会社でも落札できるようにということだと思うが、敢えて650点未満とする趣旨は何か。</p> <p>ランク付けによる小さい工事の発注については、市内に本店を有していれば、規模が大きくない会社に受けてもらうことで、その企業を育てるという趣旨がある。仮にランクをなくすと、大きい企業ばかり受注し、小さい企業が受注できなくなり育たないと理解しているがどうか。</p>
A15	<p>そのとおり。</p>

抽出案件③ 大倉新池下流水路整備工事

Q16	<p>① 随意契約とした具体的な理由について</p> <p>② 契約の相手方を当該事業者とした結果、契約金額が予定価格の99.2%と極めて高くなっているが予定価格はどのようにして決定されたのか、また契約金額が予定価格と近似した理由としてどのような理由が考えられるか</p>
A16	<p>本工事は、広島県が実施したため池廃止工事に伴い、ため池の下流に排水路を整備する工事である。</p> <p>当該ため池には、もともと下流に排水路が無く、ため池の下流にある宅地の所有者が自らの敷地内に排水路を設け、排水を行っており、大雨時には、ため池からの排水が排水路から溢れるなど浸水被害が発生している。ため池廃止工事完了後は、ため池の貯留機能が無くなることから、更に大きな被害が発生することが想定されるため、早急に排水路を整備する必要があった。</p> <p>排水路の整備に当たっては、関係地権者の所有地を一部占用し工事を行う必要があるため、工事の早期発注に向け関係地権者と協議を進めていたが、協議に不測の日数を要し、出水期までの整備完了のためには、早急な工事着手と工期が必要となったため、ため池廃止工事及びその前段に実施された治山施設機能強化事業の請負業者で、工事箇所と同地区に所在し、現場条件や地域に精通している業者と随意契約したものである。</p> <p>予定価格の決定方法については、広島県が公表している労務単価や土木工事標準積算基準書により積算し、また、一般的な材料等については、建設物価の単価により積算している。その他、一般に流通していない規格の材料については、業者の見積りにより、一般的な材料の価格を参考に精査した上で単価を決定し、積算している。</p> <p>契約金額が予定価格と近似した理由については、本工事の内容が、一般的な土木工事であり、公表されている数量や単価に基づき積算しており、公共工事の受注経験や、一般的な積算知識があれば、市による積算と同程度の積算が可能であ</p>

	<p>るため、高落札率となったものと考えている。</p>
Q17	<p>このため池は、治水用なのか、農業用なのか。</p>
A17	<p>もともと農業用のため池であるが、完全に耕作地がなくなり、ため池として残す必要がなくなったものである。平成30年7月豪雨の際、ため池が決壊して下流域に大きな被害が出るという事象が発生したことから、用途のないため池については廃止する方向で事業を進めている。本件においては、ため池から100メートル以内に住宅があり、いわゆる防災重点ため池に位置付けられている。</p>
Q18	<p>事業実施の調整とは、農業者との調整か、あるいは地権者との調整か。</p>
A18	<p>農業者ではなく、下流域の住宅の地権者で、工事により直接影響を受ける方と事前に協議したものである。</p>
Q19	<p>契約日が3月となっており、年度をまたいでいるが、こういう契約ができるのか。</p>
A19	<p>可能である。</p>
Q20	<p>今回の工事については急に出た話ではなく、工事の実施がある程度見えた段階で、事前に複数社と話をする状況を作れたのではないかと思う。できればそういった競争原理も働かせてほしい。</p>
A20	<p>ご指摘を踏まえ、対応していく。</p>
<p><b>抽出案件④ 配水管布設工事（工水配改4－3）【総合評価方式】</b></p>	
Q21	<p>①当該工事を総合評価方式の入札とした理由について ②入札者が1者のみで、入札率も99.8%と極めて高くなっているが、当初想定された入札参加者を何社程度と見込んでいたのか、また、入札率が高くなった理由について、どのようなことが考えられるか</p>
A21	<p>本工事は、箕沖町の工業団地へ配水する工業用水道管の老朽化に伴う更新工事である。</p> <p>工事の発注にあたっては、工事の規模及び難易度が高いため、総合評価方式特別簡易型による特定建設工事共同企業体での入札とし、その代表構成員として施</p>

	<p>工実績のある入札参加資格を有する者は、16者を確認している。</p> <p>工事場所は、工業団地への主要道路であり大型車両の交通量が多く、より一層の安全対策・管理や工業団地の事業者への周知・調整が必要となる。</p> <p>さらに、開削により布設する工業用水道管の管径は800mmと大口径管であり、管の吊り下ろしや継手部の接合に時間を要し、また、軟弱地盤で地下水位が高いため土留工の設置も必要となること、加えて、大型水路を横断する管径1,000mmの推進工事もあり、工事の施工に手間がかかることから、応札の敬遠及び入札率が高くなったものと考えられる。</p> <p>Q22 規模が大きすぎて、参加者が少なかったということか。</p> <p>A22 規模が大きいことと、特に、工事場所が軟弱地盤であり、また、交通量が多いことから敬遠されたのではないかと考えている。</p> <p>Q23 規模が大きいのが要因だとすると、例えば、区分を分けて発注することで入札者数が増えるということは考えられるか。</p> <p>A23 区分を分けても難易度に違いはないため、参加者数はあまり変わらないと考える。また、事業計画により、いつまでにどこまで施工すると決まっているため、小分けにして発注はしない。</p>
<p>抽出案件⑤ 配水管撤去工事（4-2）</p>	
<p>Q24</p> <p>A24</p>	<p>①当該工事を随意契約とした理由について</p> <p>②契約の相手方を選んだ理由として本市が発注した橋梁修繕工事と同一の現場で一体的な施工をさせるためとあるが、そもそも橋梁修繕工事の際に併せて配水管の撤去工事を含むという契約にしなかった理由はなぜか</p> <p>本工事は、芦田川河口に架かる河口大橋に添架された水道管（管径400mm）の撤去工事である。</p> <p>本工事の発注にあたり、市（道路整備課）が発注する橋梁修繕工事の受注者は、工事現場に精通しているため、工程調整が容易となること、また、橋梁修繕工事の仮設用足場等を共有することで、工期の短縮及び経費の削減が図られることから、市発注工事の受注者と随意契約したものである。</p> <p>水道管（管径400mm）は上下水道局の所有であり、また、占用の許可を受けた者の負担において撤去するものであることと、この度の橋梁修繕工事の範囲</p>



	とならない箇所の残置となる水道管の処置等対応が必要なことから、上下水道局が別途発注したものである。
Q25	もともと市が橋梁修繕工事を発注していて、その後、上下水道局が発注したということか。
A25	橋梁修繕工事において、現在使われていない既存の水道管が支障になったため、その水道管を撤去することとした。
Q26	上下水道局分を含めて一緒に一般競争入札はできなかったのか。
A26	水道管は、市のものではなく、上下水道局が占用させてもらっているものであり水道管の施工時には、資格をもった上下水道局職員においての工事の指導・監督が必要となる。それと、上下水道局は、市と違い、公営企業法に基づいた別組織であり、そのため、発注者も違うことから、別々に発注した。
Q27	発注者が異なるのはわかるが、この橋梁修繕工事を発注する時に一緒に施工する計画をしていたのか。
A27	そのような計画はしていない。
Q28	橋梁修繕工事が始まってから、なぜ、上下水道局も同時に施工するということになったのか。
A28	道路修繕工事を行う場合、道路に埋設している所有者に対して道路管理者から、占用させている物件所有者に対して工事の連絡が入るため、占用物件の状況や道路管理者からの指示に従い施工等を行っていく。この度の管は、残置管のため撤去する必要があり、そのため、橋梁修繕工事の足場を共用する方が、効率が良いと判断した。
Q29	足場を共用することで、どのくらいの経費が削減できたのか。
A29	足場だけでおよそ300万円程度はかかると考えている。
Q30	予定価格を計算する時に足場の金額は、差し引いて計算しているのか。契約金額はどのような流れで決まるのか。また、予定価格は開示するのか。

A30	<p>予定価格に足場の金額は含んでいない。随意契約なので、予定価格は、開示せず、業者から見積書を提出してもらい、予定価格以内であればその金額で契約を締結する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
-----	--

○ まとめ

抽出案件について、委員会から付された意見はなかった。

(2) 入札及び契約手続の運用状況についての報告

・ 指名除外措置運用状況

2022年（令和4年）10月1日から2023年（令和5年）3月31日の間に指名除外措置をした2事案3者（市長部局分）の状況について、建設政策課契約担当課長が報告し、2事案5者（上下水道局分）の状況について管財契約課長が報告した。

(3) その他

・ 次回委員会の開催時期について

2023年（令和5年）11月下旬の予定

・ 次回で審議の対象とする工事案件の抽出について

2023年（令和5年）4月から2023年（令和5年）9月までを対象とし、上村委員が担当する。